税理士連絡協議会

令和８年１月９日（金）
午後４時 20 分～
ホテルプラザ勝川

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）綱紀監察研修の受講について【総務】

別添資料参照

実施日時：令和８年２月９日（月）13：30～

実施場所：あさひホール

研修講師：名古屋国税局　税理士監理官　又は　税理士専門官

（２）キャッシュレス納付の利用拡大について【管理運営】

（３）無料税務相談所等について【個人】

（４）令和７年分譲渡所得及び贈与税のお知らせはがきの送付について【資産】

令和８年１月９日

東海税理士会　小牧支部会員各位

小牧税務署

「綱紀監察研修」の受講についてのお願い

東海税理士会小牧支部の会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたり深い御理解と多大な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、皆様は、税理士法第１条の公共的使命に基づいて、申告納税制度の円滑な運営に重要な役割を果たしておられます。

しかしながら、一部の税理士等の税理士法違反行為により、毎年、財務大臣による懲戒処分等が相当数行われており、特に近年は、［裏面］の表のとおり、懲戒処分件数が急増しております。

皆様が日々の税理士業務を行うに当たり、図らずも税理士法に抵触する可能性がある場面に遭遇することがあると思います。

このような場面において、税理士法違反をしないためには、税理士法の内容を正しく理解していただくことが重要です。

このため、国税庁では、「税理士制度に関する Ｑ＆Ａ」や懲戒処分を受けた税理士等が行った具体的な違反行為の内容を国税庁ホームページに掲載しておりますので、業務の点検に当たり、参考として活用いただければと思います。

また、令和８年２月９日に開催される「綱紀監察研修」においては、国税局担当官が講師となり、具体的な懲戒処分事例の紹介を中心に説明します。税理士法違反行為の未然防止に向け、どのような行為が税理士法違反となるのか、日々の業務を見直すまたとない機会ですので、是非、受講いただきますようお願いいたします。（ライブ配信も行っておりますので、ご利用ください。）

裏面もご覧ください

懲戒処分の対象となる税理士法違反行為の具体的事例等

◎ 故意に不真正の税務書類を作成した場合（税理士法第 45 条第 1 項該当）

税理士甲は、関与先であったＡ社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、同社が 10 年以上前の過去に粉飾決算を行った際に、工事が完成していたにもかかわらず売上原価として計上せずに未成工事支出金としていた金額について、当期の工事原価として損金の額に算入することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

◎ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れをした場合（税理士法第 37 条違反、第 46 条該当）

税理士乙は、自己が代表者であるＡ社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税額等の申告漏れを生じさせた。

◎ にせ税理士に対して名義貸しをした場合（税理士法第 37 条の 2 違反、第 46 条該当）

税理士丙は、税理士でないＡが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

◎ 調査妨害をした場合（税理士法第 37 条違反、第 46 条該当）

法第 37 条は、「税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」と規定しており、税理士の信用失墜行為を禁止しています。

「調査妨害」とは、税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいい、法第 37 条において禁止する信用失墜行為に該当します。

○ 税理士・税理士法人に対する懲戒処分の状況

（単位：件）

	合計	業務の禁止	業務の停止		戒告
			１年以上２年以内	１年未満	
令和　４年度	13	4	4	5	-
令和　５年度	38	5	11	22	-
令和　６年度	64	10	17	35	2
合計	115	19	32	62	2